

第 20 回 桑名市新型インフルエンザ等対策本部会議を開催しました
(第 43 回 桑名市新型コロナウイルス感染症対策本部会議)

日時 令和 3 年 6 月 11 日 (金曜日) 午前 11 時 15 分から午前 11 時 35 分

会議概要

1. 現状の報告及び今後の対応方針について

感染者発生状況について

(事務局)

- ・ 県内の感染者発生状況について、5 月中旬以降は減少傾向にあり、1 日あたりの感染者数も減ってきている。
- ・ 三重県モニタリング指標の状況としては、病床のひっ迫具合を示す病床占有率は、5 月中旬以降減少傾向にあり、6 月 10 日時点で 30%を下回り、警戒レベルから注意レベルとなり、政府新型コロナウイルス感染症対策分科会から示された政府指標においても「ステージⅢ」の指標を示す数値となっている。
- ・ 桑名市の感染者の状況としても減少傾向にある。

「三重県まん延防止等重点措置～県民の皆様の命と健康を守るために～」について

(事務局)

- ・ 5 月 9 日から三重県へのまん延防止等重点措置適用以降、新規感染者数は減少傾向にあるが、病床占有率が高く、医療体制に負荷がかかる状態が続いていたため、当初予定していた 5 月 31 日までの措置実施期間を 6 月 20 日 (日曜日) まで延長した。その結果、6 月以降も、新規感染者数は減少傾向にあるものの、病床占有率は政府が示すステージⅢの基準を下回るまでには至っておらず、生活文化圏を共有する愛知県、岐阜県とは引き続き、面的、広域的に感染拡大防止に取り組んでいく必要がある一方で、まん延防止等重点措置の適用後 1 か月の感染状況をとらえ、地域ごとの状況に応じた対策とするため、特に重点的に措置を講じる区域を変更することとなったことから、「三重県まん延防止等重点措置～県民の皆様の命と健康を守るために～」を 6 月 11 日付で一部変更し、基本的な感染対策を継続的にお願いしている「三重県指針」ver. 11 と併せ、今、緊急的に行うべき対策についてお願いするものとしている。まん延防止等重点措置実施期間は 6 月 20 日 (日曜日) まで継続することで変更はないが、桑名市を含む特に重点措置を講じる区域については、四日市市を除き 6 月 13 日 (日曜日) までとし、変更点としては主に次の点が挙げられる。

○三重県が実施する対策について

(後方支援病院等の確保)

- ・ 後方支援病院 (介護老人保健施設を含む) については、現時点で 34 施設において回復患者の受入が可能となり、引き続き、地域単位での後方支援体制の整備を支援するなど体

制整備を図る。

(宿泊療養施設の充実)

- ・四日市市に新たに1施設確保し、6月15日の陽性者の受け入れ開始に向け、運用訓練等を実施している。

(ワクチン接種体制の整備)

- ・医療従事者等への接種について、当初の予定通り6月15日に完了する見通しとなった。
- ・地域の負担を軽減し、ワクチン接種の加速化を図るため、各市町が準備している接種事業に影響を与えないという前提のもと、企業等における職域接種が円滑に実施できるよう、新たに設置した「職域接種支援プロジェクト」において、接種促進に向けた調整等を行う。

「職域接種にかかる相談窓口」

電話 059-224-2082 午前8時30分から午後5時15分(土日祝を除く)

(社会的検査の実施)

- ・集団感染等のリスクが高い高齢者施設や障がい者施設を対象とした社会的検査を、5月に重点措置区域とされた7市5町及び津市において、7月末まで実施する。

(変異株スクリーニング検査)

- ・変異株に的確に対応するため、県保健環境研究所において、陽性を確認した検体すべてについて、引き続き変異株のスクリーニング検査を実施し、6月14日の週から、より感染力が強いと懸念されているデルタ株等(インドで最初に検出された変異株)を含む変異株検査にも対応する。

(営業時間短縮要請等の影響に対する支援等)

- ・結婚式場を含む飲食店への営業時間短縮要請に全面的に協力していただいた事業者を対象に支給する時短要請協力金について、6月14日以降、桑名市を含む重点措置区域から外れる区域においては、1日あたりの協力金額の算出方法が変更となり、その他区域と同じ扱いとする。
 - ・大規模な運動施設・商業施設等への営業時間短縮要請に全面的に協力していただいた事業者を対象に支給する集客施設時短要請協力金について、6月14日以降、桑名市を含む重点措置区域から外れる区域においては、支給対象外となる。
- また、事業者からの問い合わせ等に対応するため、相談窓口を設置している。

「三重県集客施設時短要請協力金相談窓口」

電話 059-224-3184 午前9時から午後5時(土日祝を除く)

(経済活動の回復に向けた支援)

- ・県内の感染状況が継続的に落ち着いた後すみやかに、旅行料金の割引や地域応援クーポンの発行等により、観光産業の中核を担う旅行者や宿泊事業者等を支援する。

「新型コロナワクチン接種のお知らせ」について
(事務局)

- ・基礎疾患のある人を含む64歳以下の人の新型コロナワクチン接種スケジュールについて、変更の可能性はあるとしつつ、

6月末頃・・・無料接種券と案内文を送付

7月中旬以降・・・基礎疾患のある人を含む接種予約を段階的に開始と想定しており、広報くわなや市公式ツイッターでお知らせをしていく。

2. その他

(事務局)

- ・「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るための市主催事業等の開催及び貸館基準」について、基準適用期間は6月30日(水曜日)までとしている。「三重県指針」ver. 11では、6月20日(日曜日)までの適用となっていることから、今後、国や県が新たな基準や方針を示した際には、適宜見直すこととする。

(事務局)

- ・次回対策本部会議 未定

